**１０　公害・環境問題**

（１）普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立ての承認の取消しに関する会長声明について

貴重な自然生態系に対する破壊を防止し、自然と共存する社会を構築することに向けた国民の欲求は高まっており、東日本大震災や原発事故という災禍を受けて、日本社会の根本的な変革が叫ばれるようになった。

辺野古崎，大浦湾は，環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠＡ類かつ天然記念物であるジュゴンや絶滅危惧種を含む多数の貴重な水生生物や渡り鳥の生息地として，豊かな自然環境・生態系を保持してきた場所である。

日弁連は，2000（平成12）年7月14日付けで，「ジュゴン保護に関する要望書」を発表し，国などに対し，ジュゴンの絶滅の危機を回避するに足る有効適切な保護措置を早急に策定，実施するよう求めており，さらに，2013（平成25）年11月21日付けで，「普天間飛行場代替施設建設事業に基づく公有水面埋立に関する意見書」を発表し，国に対し，「普天間飛行場代替施設建設事業」に係る公有水面埋立の承認申請の撤回を，また，同申請が撤回されない場合においては，沖縄県知事は同申請を承認すべきでないことを求めていた。

その後，2013（平成25）年12月27日に行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立ての承認について，2015（平成27）年10月13日，現沖縄県知事は，同承認につき公有水面埋立法第4条第1項の承認要件を充足していない瑕疵があるとともに，取消しの公益的必要性が高いことを理由として取り消した。

この承認取り消しという沖縄県知事の判断につき，日弁連は同日，「当連合会は，国に対し，沖縄県知事の承認取消しという判断を尊重するよう求める」という内容の会長声明を公表している。

かかる承認の取消に対して，2015（平成27）年10月14日，国は行政不服審査法に基づく審査請求を行ったうえで，執行停止の申立を行い，それが国土交通大臣から認められている。また，沖縄県知事は国地方係争処理委員会へ審査を申し立てたが審査対象外とされた。国は2015（平成27）年11月に公有水面埋立法上の承認の代執行を求め福岡高等裁判所那覇支部へ提訴しているところ，2016（平成28）年3月に裁判所からなされた和解勧告を受けて和解が成立した。また国が提起している上記承認取消の違法確認訴訟については，2016（平成28）年9月16日の判決が下された。同判決では、国側の主張が認められ，同知事が埋め立て承認の取消処分を撤回しない状態は違法と認定した。そのため県側は最高裁へ上告をしている。

環境への悪影響の回避策が住民参加の元で十分に合意に達するところまで至ることなく、また、安全性の問題についての十分な考慮もなく、全体として計画を慎重に再検討することが重要であり，我が国の経済・社会・環境に深刻な悪影響を与えることが危惧される。今後も､弁護士会は､普天間飛行場代替施設建設事業に対する積極的な提言をすることが社会から求められているというべきである｡

（２）日弁連は，2016（平成28）年2月18日に，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正について意見をとりまとめ，2月22日に経済産業大臣，資源エネルギー庁長官及び環境大臣へ提出した。

2015（平成27）年12月12日の気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択されたパリ協定に基づき，日本もより一層の温室効果ガスの削減を求められる。

しかし，日本政府の国際公約では，原子力発電を今以上に活用するというもので，およそ実現可能性がないことから，再生可能エネルギー電気の大幅な増加が必要となる。

そこで，日弁連の上記意見書においては，現在の固定価格買取制度をより一層充実させることが必要不可欠であることが明記されている。

ヨーロッパにおいては，固定価格買取制度を導入することにより，再生可能エネルギー電気が爆発的に普及し，発電コストも急速に低減している。

日本においても2012（平成24）年に固定価格買取制度を導入する特措法が施行され，発電能力，発電量が増加している。再生可能エネルギー電気事業では，設備投資など最初の時点でコストを要するが，バイオマスを除き，設備設置後の発電コストはほぼゼロとされている。そのため，発電した再生可能エネルギー電気の系統3への接続と相当期間（日本の場合20年間）同一の価格（固定価格）での買取を保障する制度が導入されれば，事業収益の予測が可能となり，多くの事業者の新規参入が期待できる。

このことから，新規の再生可能エネルギー電気事業者の算入を促進し，我が国の再生可能エネルギー導入目標を大幅に引き揚げるために，現在の固定価格買取制度を，複数年の固定価格を明示して，予見可能性を高めるなどしてより一層充実させることが必要不可欠であるとしている。

また，2016（平成28）年2月9日に閣議決定された特措法の改正法案につき，再生可能エネルギー電気の優先的な系統接続を定める現行特措法第5条の接続義務の規定を削除している点，買い取り価格の決定方法としての入札方式を導入している点については反対している。すなわち，具体的に接続拒否できる場合を限定できる定めもなく，特措法第5条を削除した場合には再生可能エネルギー電気の原子力発電に対する優位性を定める法律上の定めがなくなること，入札方式を導入しても買取価格が低減する基盤が欠如しているので設備価格の低下は容易に実現しない反面，落札されて初めて固定価格が決定されるのでは事業の予見可能性が失われ，落札できないリスクなどによって同事業への参入が躊躇される結果，促進による再生可能エネルギー発電設備の大幅な増加が困難となり，買い取り価格の低減が阻害されるおそれがあると言う点を指摘している。

「持続可能な循環型社会の構築」を基準に、人々の日常生活から生み出される文化が維持されるためにも、再生可能エネルギー電気のより一層の普及が重視されるべきであり，安心して社会生活を続けられる環境を整備していくことは､人権保障の観点からも要請されるところである｡